

## 指名競争入札の参加者を選定する基準の運用基準

この運用基準は、工事請負契約等に係る入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成元年2月1日施行）第13条に規定する入札参加者を選定する場合の基準について、より具体化、明確化を図るため必要な事項を定める。

区 分	運 用 基 準
1 不誠実な行為の有無	次のいずれかの事項に該当する場合は、指名しないこと。 (1) 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中である場合。 (2) 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中である場合。 (3) 市発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められる場合。 ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。 イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適当であることが明確であること。
2 経営状況	手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこと。
3 工事成績	工事成績が優良であるかどうかを勘案すること。
4 当該工事に対する地理的条件	営業所の所在地又は当該工事地域での工事实績等からみて当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを勘案すること。
5 手持ち工事の状況	技術者数と手持ち工事の状況からみて、当該工事を施工する能力があるかどうかを勘案すること。
6 当該工事施工についての技術的適性及び機械器具の保有状況	(1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があるかどうかを勘案すること。 (2) 当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できるかどうかを勘案すること。 (3) 当該工事を施工するに足りる機械器具を保有し又は確保できるかどうかを勘案すること。
7 安全管理の状況	安全管理の改善に関し、労働基準監督署又は労働基準局からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合には、指名しないこと。なお、安全管理の状況が特に優良であると認められた場合は、これを十分に尊重すること。
8 労働福祉の状況	市が発注する建設工事について、建設業退職金共済事業本部等との退職金共済契約の締結及びその掛金の納付状況について勘案すること。

9 指名件数	市発注工事に係る当該年度の指名件数が、業者の事業規模、これまでの発注実績等から適正となるよう配慮すること。
10 既成工事等との関連	既成工事において、工事成績が優良で、かつこれに関連する工事の施工に精通していると認められる場合は十分尊重すること。

附 則

この基準は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。